

札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）新旧対照表（第4条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条～第7条（省略） （従業者の員数）</p> <p>第8条（省略） 2～8（省略） （新設）</p>	<p>第1条～第7条（現行のとおり） （従業者の員数）</p> <p>第8条（省略） 2～8（省略）</p> <p>9 指定児童発達支援事業者は、保育所（法第39条に規定する保育所をい</p>	
	<p>う。第54条第2項及び第138条の26において同じ。）若しくは家庭的保 育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年 厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居 宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保 連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定す る幼保連携型認定こども園をいう。）に入園している児童（以下「入所 児童等」という。）と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を 交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支 援に直接従事する従業者を入所児童等の保育に併せて従事させること ができる。</p>	<p>159号改正省 令による指定 通所支援基準 （従うべき基 準）第5条第 9項の新設に 伴う規定の新 設</p>
<p>第9条（省略） 2～8（省略） （新設）</p>	<p>第9条（省略） 2～8（省略）</p> <p>9 前項の規定にかかわらず、指定児童発達支援事業者は、入所児童等と</p>	<p>159号改正省 令による指定 通所支援基準</p>
	<p>指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障 害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業 者を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>（従うべき基 準）第6条第 9項の新設に 伴う規定の新 設</p>
<p>第10条～第43条（省略）</p>	<p>第10条～第43条（現行のとおり）</p>	

(新設)	<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第43条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>159号改正省令による指定通所支援基準（従うべき基準）第40条の2の新設に伴う規定の新設</p>
(新設)	<p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第43条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内</p>	<p>175号改正省令による指定通所支援基準（従うべき基準）第40条の3の新設に伴う規定の新設</p>

<p>第44条～第48条 (省略)</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p>	<p><u>の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p>第44条～第48条 (現行のとおり)</p>	
<p>第49条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関し、当該障害児の福祉のため必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。</u></p>	<p>第49条 削除</p>	<p>167号改正省令による指定通所支援基準(従うべき基準)第46条の削除に伴う削除</p>
<p>第50条～第53条 (省略)</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>第50条～第53条 (現行のとおり)</p> <p>(地域との連携等)</p>	
<p>第54条 (省略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第54条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p>	<p>規定整備</p>
<p>第55条～第57条の2の4 (省略)</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>第55条～第57条の2の4 (現行のとおり)</p> <p>(従業者の員数)</p>	
<p>第57条の3 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第57条の3 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	

	<p>3 <u>基準該当児童発達支援事業者は、入所児童等と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。</u></p>	<p>159号改正省令による指定通所支援基準（従うべき基準）第54条の6第3項の新設に伴う規定の新設</p>
<p>第57条の4～第58条（省略） （従業者の員数）</p> <p>第59条（省略） 2～3（省略） <u>（新設）</u></p>	<p>第57条の4～第58条（現行のとおり） （従業者の員数）</p> <p>第59条（省略） 2～3（省略）</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、指定医療型児童発達支援事業者は、入所児童等と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。</u></p>	<p>159号改正省令による指定通所支援基準（従うべき基準）第56条第4項の新設に伴う規定の新設</p>
<p>第60条～第120条（省略） <u>（新設）</u></p>	<p>第60条～第120条（現行のとおり） <u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第120条の2 <u>指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>159号改正省令による障害児入所施設基準（従うべき基準）第37条の2の新設に伴う規定の新設</p>

	<p>2 <u>指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>第120条の3 <u>指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</u></p>	<p>175号改正省令による障害児入所施設基準(従うべき基準)第37条の3の新設に伴う規定の新設</p>
<p>第121条～第125条 (省略) <u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p>	<p>第121条～第125条 (現行のとおり)</p>	
<p>第126条 <u>指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関し、当該障害児の福祉のため必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。</u></p>	<p>第126条 削除</p>	<p>167号改正省令による指定障害児入所施設基準(従うべき基準)第43条の削除に伴う削除</p>
<p>第127条～第138条の5 (省略)</p>	<p>第127条～第138条の5 (現行のとおり) <u>(安全計画の策定等)</u></p>	<p>159号改正省令による放課</p>
<p>(新設)</p>	<p>第138条の5の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全</u></p>	<p>後児童健全育成事業基準(参酌基準)第6条の2の</p>

	<p><u>育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>	<p>新設に伴う規定の新設</p>
<p>(新設)</p>	<p>第138条の5の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>	<p>175号改正省令による放課後児童健全育成事業基準(参酌基準)第6条の3の新設に伴う規定の新設</p>
<p>第138条の6～第138条の11 (省略)</p>	<p>第138条の6～第138条の11 (現行のとおり)</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p>159号改正省令による放課後児童健全育成事業基準(参酌基準)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第138条の11の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第12条の2の新設に伴う規定の新設</p>

<p>(衛生管理等) 第138条の12 (省略)</p>	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等) 第138条の12 (現行のとおり)</p>	<p>159号改正省令による放課</p>
<p>2 放課後児童健全育成事業者等は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p>	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (現行のとおり)</p>	<p>後児童健全育成事業基準(参酌基準) 第13条の改正に伴う改正</p>
<p>3 (省略) 第138条の13～第138条の24 (省略) (一般原則)</p>	<p>3 (現行のとおり) 第138条の13～第138条の24 (現行のとおり) (一般原則)</p>	
<p>第138条の25 (省略) 2～4 (省略)</p>	<p>第138条の25 (現行のとおり) 2～4 (現行のとおり)</p>	
<p>5 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。次条、第138条の27第1項、第138条の33、第138条の34第1項及び第5項、第138条の35並びに第138条の36第1項から第3項までにおいて同じ。)は、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業所を除く。次項、次条第2号、第138条の33第2項及び第3項、第138条の34第1項並びに第138条の35第1項において同じ。)に必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>5 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。次条、第138条の27第1項、<u>第138条の27の3第2項</u>、第138条の33、第138条の34第1項及び第5項、第138条の35並びに第138条の36第1項から第3項までにおいて同じ。)は、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業所を除く。次項、次条第2号、第138条の33第2項及び第3項、第138条の34第1項並びに第138条の35第1項において同じ。)に必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>規定整備</p>
<p>6・7 (省略) 第138条の26・第138条の27 (省略)</p>	<p>6・7 (現行のとおり) 第138条の26・第138条の27 (現行のとおり)</p>	

<p>(新設)</p>	<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第138条の27の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含む家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>159号改正省令による家庭的保育事業基準(従うべき基準)第7条の2の新設に伴う規定の新設</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第138条の27の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項</p>	<p>175号改正省令による家庭的保育事業基準(従うべき基準)第7条の3の新設に伴う規定の新設</p>

<p>第138条の28～第138条の29 （省略） （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び従業者の基準）</p>	<p><u>に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>第138条の28～第138条の29 （現行のとおり） （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び従業者の基準）</p>	
<p>第138条の30 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等を他の社会福祉施設等と併せて設置するときは、必要に応じ当該社会福祉施設等の設備を当該家庭的保育事業所等の設備とし、又は当該社会福祉施設等の事業に従事する者を当該家庭的保育事業所等の従業者と兼ねさせることができる。<u>ただし、保育室及び各家庭的保育事業所等に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する従業者については、この限りでない。</u></p>	<p>第138条の30 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等を他の社会福祉施設等と併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該社会福祉施設等の設備を当該家庭的保育事業所等の設備とし、又は当該社会福祉施設等の事業に従事する者を当該家庭的保育事業所等の従業者と兼ねさせることができる。</u></p>	<p>159号改正省令による家庭的保育事業基準（従うべき基準）第10条の改正に伴う改正</p>
<p>第138条の31～第138条の32 （省略） （衛生管理等）</p>	<p>第138条の31～第138条の32 （現行のとおり） （衛生管理等）</p>	<p>159号改正省令による家庭的保育事業基準（参酌基準）</p>
<p>第138条の33 （省略） 2 家庭的保育事業者等及び従業者は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第138条の33 （現行のとおり） 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>第14条第2項の改正に伴う改正</p>
<p>3 （省略） 第138条の34～第142条 （省略） （非常災害対策）</p>	<p>3 （現行のとおり） 第138条の34～第142条 （現行のとおり） （非常災害対策）</p>	<p>159号改正省令による児童福祉施設基準（参酌基準）</p>
<p>第143条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、<u>第149条の2</u>及び第150条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この項及び同条第2項において同じ。）の設置者は、当該児童福祉施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画</p>	<p>第143条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、<u>第149条の3</u>及び第150条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この項、<u>第149条の2</u>及び第150条第2項において同じ。）の設置者は、当該児童福祉施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に</p>	<p>第6条第1項の改正に伴う改正</p>

<p>を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第143条の2 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第143条の2 (現行のとおり)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第143条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 保育所の設置者及び児童発達支援センターの長は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>	<p>159号改正省令による児童福祉施設基準(従うべき基準)第6条の3の新設に伴う規定の新設</p>
<p>(新設)</p>	<p>第143条の4 児童福祉施設の職員は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 保育所の設置者及び児童発達支援センターの長は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の</p>	<p>175号改正省令による児童福祉施設基準(従うべき基準)第6条の4の新設に伴う規定の新設</p>

<p>第144条～第145条 (省略)</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第146条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該社会福祉施設の設備を当該児童福祉施設の設備とし、又は当該社会福祉施設の職員を当該児童福祉施設の職員と兼ねさせることができる。<u>ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、当該保育所又は児童発達支援センターの職員にこれを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わせなければならない。</u></p> <p>第144条～第145条 (現行のとおり)</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第146条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該社会福祉施設の設備を当該児童福祉施設の設備とし、又は当該社会福祉施設の職員を当該児童福祉施設の職員と兼ねさせることができる。</p> <p>2 前項の規定は、<u>入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>159号改正省令による児童福祉施設基準(児童福祉施設基準第8条第1項は参酌基準、同条第2項は従うべき基準)第8条の改正に伴う改正及び規定の新設</p>
<p>第147条～第148条 (省略)</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第149条 児童福祉施設の長は、<u>入所中の法第33条の7に規定する児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合において懲戒を行うとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関し、当該児童等の福祉のため必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第147条～第148条 (現行のとおり)</p> <p>第149条 削除</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p>167号改正省令による児童福祉施設基準(従うべき基準)第9条の3の削除に伴う削除</p> <p>159号改正省令による児童</p>

	<p>第149条の2 児童福祉施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>	<p>福祉施設基準 (参酌基準) 第9条の3の 新設に伴う規 定の新設</p>
<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>		<p>規定整備</p>
<p>第149条の2 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>第149条の3 (現行のとおり)</p> <p>2・3 (現行のとおり)</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>159号改正省 令による児童</p>
<p>第150条 (省略)</p> <p>2 児童福祉施設の設置者等は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (省略)</p>	<p>第150条 (現行のとおり)</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (現行のとおり)</p>	<p>福祉施設基準 (参酌基準) 第10条の改正 に伴う改正</p>
<p>第151条～第215条 (省略)</p> <p>(職員)</p>	<p>第151条～第215条 (現行のとおり)</p> <p>(職員)</p>	<p>159号改正省 令による児童</p>
<p>第216条 (省略)</p> <p>2～9 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第216条 (現行のとおり)</p> <p>2～9 (現行のとおり)</p> <p>10 <u>福祉型児童発達支援センターの長は、入所児童等と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に</u> <u>支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員を入所児童等</u> <u>の保育に併せて従事させることができる。</u></p>	<p>福祉施設基準 (従うべき基 準) 第63条第 10項の新設に</p>

<p>第217条～第220条 (省略) (職員) 第221条 (省略) (新設)</p>	<p>第217条～第220条 (現行のとおり) (職員) 第221条 (現行のとおり) 2 医療型児童発達支援センターの長は、入所児童等と医療型児童発達支</p>	<p>伴う規定の新設 159号改正省令による児童福祉施設基準</p>
<p>第222条～附則第5条 (省略) (児童福祉施設に関するその他の経過措置) 第6条 (省略) 2・3 (省略) 4 <u>乳児4人以上を入所させる保育所に係る第182条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</u> 5～7 (省略) (以下省略)</p>	<p>援センターに入所している障害児を交流させるときは、<u>障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。</u> 第222条～附則第5条 (現行のとおり) (児童福祉施設に関するその他の経過措置) 第6条 (現行のとおり) 2・3 (現行のとおり) 4 第182条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、<u>当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに</u> <u>関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5～7 (現行のとおり) (以下現行のとおり)</p>	<p>(従うべき基準) 第69条第2項の新設に伴う規定の新設 159号改正省令による児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)(参酌基準) 附則第2項の改正に伴う改正</p>